

国都計第176号
国都安第111号
国水砂第91号
平成28年3月17日

各都道府県主管部（局）長
各指定都市主管部（局）長
各中核市主管部（局）長
各特例市主管部（局）長 殿

国 土 交 通 省

都 市 局 都 市 計 画 課



都 市 局 都 市 安 全 課



水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長



宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事許可及び都市計画法に基づく開発許可並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定等に係る留意事項について

土砂災害のおそれのある箇所に係る宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事や都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為（以下「宅地造成工事等」という。）に係る許可（以下「宅造許可等」という。）については、これまでも土砂災害防止対策基本指針（平成27年1月16日国土交通省告示第35号）

及び開発許可制度運用指針（平成 26 年 8 月 1 日付け国都計第 67 号国土交通省都市局長通知）等により関係機関・部局の緊密な連携の下に対応をいただいているところです。

今般、その対応について改めて徹底をいただき再度周知することとしましたので、宅造許可等の審査担当部局（以下「宅造許可等担当部局」という。）におかれましては、今後の審査に当たっての参考としてください。また、都道府県の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査及び区域指定担当部局（以下「土砂災害防止法担当部局」という。）におかれましては、今後の基礎調査及び区域指定の参考としてください。

特に、宅造許可等の申請者、地域の住民等への対応に当たっては、宅造許可等担当部局と土砂災害防止法担当部局が協力・連携し、それぞれ所管する法律の趣旨、区域指定の内容、規制される行為等について、丁寧な説明により理解を求めるよう徹底してください。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対して本通知及びその内容について周知を図るようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき行う技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 土砂災害警戒区域等が既に指定され、又は指定の見込みがある区域において宅造許可等の申請があった場合

宅地造成工事等の許可申請があった場合には、宅造許可等担当部局は、該当する区域内及びその隣接地に関して、以下の項目について確認すること。

- ①土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定
- ②土砂災害防止法に基づき公表されている基礎調査の結果における、土砂災害警戒区域等の指定の見込み
- ③土砂災害危険箇所

上記のいずれかに該当する場合は、宅造許可等担当部局と土砂災害防止法担当部局は協力・連携し、以下のとおり対応することが望ましい。

- 1) 土砂災害警戒区域等が既に指定されている場合には、宅造許可等担当部局は、当該申請者が当該区域の状況を正確に理解した上で宅地造成工事等を行うか否かを判断できるよう、当該申請者に対して、土砂災害警戒区域等が指定され

ている旨及び当該区域における災害の危険性について注意喚起を行う等適切に情報提供を行うこと。特に、土砂災害特別警戒区域が既に指定されている場合には、宅造許可等担当部局は、土砂災害防止法に基づき必要となる当該造成地に対する措置内容や、宅地造成工事等に当たっての手続、対策等について土砂災害防止法担当部局に確認するよう、申請者に注意喚起するとともに、許可申請内容について土砂災害防止法担当部局に情報提供すること。

- 2) 上記1)に該当していない場合であっても、上記の②又は③に該当する場合は、将来において土砂災害警戒区域等が指定される見込みがあることから、申請者が当該区域の状況を正確に理解した上で宅地造成工事等を行うか否かを判断できるよう、宅造許可等担当部局は、申請者に対して、当該区域における災害の危険性について、適切に情報提供を行うこと。特に、上記②に該当する場合のうち、土砂災害特別警戒区域に指定される見込みのある場合については、上記1)と同様に申請者に注意喚起するとともに、土砂災害防止法担当部局に情報提供すること。

2. 宅地造成工事等によって新たに急傾斜地が造成される場合

宅地造成工事等の許可申請があった場合において、事業者が行う宅地造成工事等によって造成される区域及びその隣接地が新たに土砂災害警戒区域等の指定要件に該当することも想定されるため、申請者が該当する区域内の状況を正確に理解した上で開発行為を行うか否かを判断できるよう、宅造許可等担当部局と土砂災害防止法担当部局は協力・連携し、以下のとおり対応することが望ましい。

- 1) 宅造許可等担当部局は、当該宅地造成工事等により、当該区域内において、土砂災害防止法施行令第2条第1号イに規定する土砂災害警戒区域の指定の基準（急傾斜地）に明らかに該当する土地が新たに造成されることがないかどうか確認し、このような造成宅地が新たに生じる場合には、当該情報とともに宅造許可等のため講じられる予定の防災措置等について土砂災害防止法担当部局に情報提供すること。
- 2) 土砂災害防止法担当部局は、宅造許可等により講じられる予定の防災措置等の土砂災害を防止・軽減する効果について、上記1)の情報提供に基づき評価し、土砂災害の発生状況等地域特性を踏まえた上で、土砂災害警戒区域等の指定の可能性があると判断する場合には、当該土地の造成に関連して考えられる対策について、宅造許可等担当部局に情報提供すること。
- 3) 宅造許可等担当部局は、上記2)の情報提供を踏まえ、申請者に対して土砂災害警戒区域等の指定の可能性について注意喚起を行うとともに、宅地造成工

事等の見直しについて指導を行うこと。また、注意喚起後等の対応状況について土砂災害防止法担当部局に情報提供すること。

3. 宅造許可等を受けて造成された区域において土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施しようとする場合

宅造許可等を受けた工事が既に完了した地域に、後日、土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施や土砂災害警戒区域等の指定を行おうとする際は、宅造許可等を受けて造成された区域の周辺の状況や急傾斜地に係る防災措置等の状況等に応じて土砂災害警戒区域等の指定があり得ることについて、住民等に十分理解されるよう、宅造許可等担当部局と土砂災害防止法担当部局は協力・連携し、以下のとおり対応することが望ましい。

- 1) 宅造許可等担当部局は、宅造許可等を受けて造成した区域の範囲や講じられた防災措置等について、土砂災害防止法担当部局に情報提供すること。
- 2) 土砂災害防止法担当部局は、講じられた防災措置等の土砂災害を防止・軽減する効果について上記1)の情報提供の内容とともに、当該区域の周辺の状況や当該防災措置により設置された施設の管理状況等も踏まえて適正な評価を行い、土砂災害警戒区域等の設定について検討すること。